

『近況報告（虚栄の市を読む）』 弁護士 白石 加代子

ストレス解消のため、夜寝る前に本を読んでいます。普段、海外の小説はほとんど手に取りませんが、今読んでいるのは、ウィリアム・サッカリの「虚栄の市」です。貧しいが上昇志向の強いベッキーと裕福で心優しいアミーア。対照的な2人の女性が対照的な人生を歩いていく物語です。自分の才覚だけで生き抜こうとするベッキーは、嘘も平気、打算的な行動で上流階級に這い上がろうとします。作者も言うとおりに、そんな彼女を誰が責められようか。イギリス版「戦争と平和」とも言われていますが、虚栄にみちた人間の俗物性を風刺しており、しみじみとした面白さを感じさせる作品です。

大きなヤマ場を迎える建設アスベスト訴訟 さいたま地裁でも提訴へ

弁護士 南雲 芳夫

建設現場で働く建設職人が、建材に多用されていた石綿（アスベスト）を吸引し、肺がん、中皮腫などの重篤な病気になる事案が多発しています。現在、石綿を原因として年間約1000名程度の労災認定がなされていますが、その約半数が建設職人です。

石綿が有害と知りながら建材に多用した建材メーカーと、これを規制しなかった国の責任を問う「建設アスベスト訴訟」は、この間、地裁・高裁を通じ国に対して11連勝し、建材メーカーに対しても4つの高裁で勝訴しています。しかし、国も建材メーカーも、責任を認めず、被害を救済する制度を作ることを拒否しています。

こうした中、今年3月には、いよいよさいたま地方裁判所に建設アスベスト訴訟を提起することとなり、現在、それに向けて準備が進んでいます。

4月には東京地裁で首都圏訴訟第2陣の判決が言い渡されます。最高裁判決の時期は予測できませんが、通常であれば、今年後半にも判決が見込まれます。

長い裁判となり、多くの原告が石綿による病気で亡くなるという深刻な被害となっています。

今年は、ヤマ場です。解決に向けてもうひと踏ん張りする決意です。

2020年2月13日(木)正午 自衛隊明記の憲法改正に反対するパレードを行います

集合場所：中央公園緑化センター前広場（熊谷市役所横）

埼玉弁護士会は、平和主義、立憲主義、基本的人権の尊重の観点から、自衛隊を明記する改正案を許容することはできないとの決意の下、昨年に引き続き、本パレードを計画しました。ぜひご参加ください。

業務案内

業務時間	祝日を除く月～金曜日 午前9時～午後5時45分
相談の予約	午前9時～午後5時の間に 048-527-6200 へお電話下さい。
法テラスによる法律扶助	当事務所では、弁護士費用を一括で用意することが困難な方のための、費用を立て替える制度(法テラスによる法律扶助制度)の利用も可能です。

新年の通常業務は1月6日(月)から行います。

けやき総合法律事務所 ニュース

弁護士法人けやき総合法律事務所
〒360-0036
埼玉県熊谷市桜木町一丁目1番1号
秩父鉄道熊谷ビル4階
TEL 048-527-6200
FAX 048-527-6210
E-mail keyaki-lo@mue.biglobe.ne.jp
http://www.keyakisougou-law.jp

新年 明けまして おめでとうございます

弁護士法人 けやき総合法律事務所
所長 弁護士 南雲 芳夫
同 白石加代子



【梅雨の尾瀬】

梅雨空の下、尾瀬の小淵沢田代に入る。誰もおらず池塘は静かだった。幸いに降られることもなく、
①姫小百合、②立山竜胆、③綿苧、④日光黄萱の花に心が洗われた。(南雲芳夫)

縦走、そして連泊の縦走の魅力と新しい一年に向けて 弁護士 南雲 芳夫

山の登り方には2通りあります。一つは麓から山頂へ登り同じコースを下山する「ピストン」です。登りながら危険箇所も確認でき、そこを下山するので安全ですが面白みに欠けます。もう一つは、山頂から稜線を繋いで複数の峰を踏破して別の場所に下山する「縦走」です。縦走の中でも山中に2泊以上する山旅はことのほか味わいがあります。朝、暗いうちに起きて登りながら日の出を迎え、峰を渡る苦労を経て、幕営地にたどり着き日が沈むのをまた山中で眺めることができるからです。

新しい年を迎えます。

日の出とともに歩きだし、一年かけて幾つかの峰を超え、幕営地にて夕方(年末)を迎える。新しい一年が、縦走の新しい一日と同様、平和で充実した一年となるように祈念したいと思います。

署名協力のお礼とお願い

昨年は「9条改憲NO！憲法を活かす全国統一署名」にご協力いただきありがとうございました。本年は山場を迎えている仙台高裁における2件の福島原発訴訟の公正判決要請署名に取り組みたいと思います。ご賛同いただける場合は、お手数ですが、2通の署名用紙にご署名の上、同封の返信用封筒を利用してご返送をお願い致します。

満開の「夜の森」の桜と「立ち入り禁止ゲート」

弁護士 南雲 芳夫



夜の森の桜並木（2019年4月）

福島第一原発に近い福島県富岡町。「夜の森」地区には有名な桜並木があり、事故前、「さくら祭り」には多くの観光客が訪れた。2011年、原発事故によって立ち入り禁止となり、桜は毎年、人がいない中で咲いて、そして散っていった。2017年3月、避難指示が部分的に解除され立ち入りが可能となった。左の写真は昨年4月の満開の桜並木の様子である。並木の両側はもとは閑静な住宅街だったが、今はほとんどの住宅が解体され荒涼とした風景となっている。

これに対して、下の写真は、昨年2月に、同じ場所から反対方向を撮影したものである。両側の桜はまだつぼみだったが、警備の人が立っている場所から先は放射線量が高く、引き続き「帰還困難区域」とされ「立ち入り禁止」のゲートがある。

地域の住民と自治体とが営々として築いてきた「夜の森」地区の受けたダメージは、言葉で表すことも、お金の償うことも難しいと改めて思う。



夜の森の帰還困難区域の立ち入り禁止のゲート

国と東電の責任を問う裁判はいよいよ仙台高裁判決へ

2013年から取り組んできた「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟は、今年2月20日に仙台高裁で結審を迎える。昨年9月の東電元役員の無罪判決もあり原発事故を巡る責任の曖昧化の流れがある中、国と東電の責任を問う全国で最大規模の訴訟もいよいよ、来年夏には判決を迎える。

二度と福島のような悲惨な事故を繰り返さないために、同封の公正判決署名に是非、ご協力をお願い致します。

教員アスベスト事件 上告棄却され、逆転敗訴の控訴審判決が確定

弁護士 白石 加代子

埼玉県戸田市公立小学校の教員であった四條昇さんは、2007年5月に中皮腫で亡くなりました。遺族は、2014年7月、四條さんが死亡したのは勤務先小学校に使用されていたアスベストが原因であるとして、公務災害の認定を求め、訴訟を提起しました。第1審では、小学校にアスベストが存在し、四條さんは小学校の階段室天井のアスベスト仕上げ材から飛散したアスベスト粉じんにはばく露した結果亡くなったものと判断し、遺族の請求を認めました。

しかし、被告が控訴し、控訴審である東京高等裁判所は、2018年8月、不当にも、四條さんの死亡を公務外災害であると認定しました。控訴審判決を取り消すべく、最高裁に判断を求めましたが、最高裁は遺族の上告を棄却しました。敗訴判決が確定したことは痛恨の極みではありますが、主たる争点であった小学校にアスベストが存在したことも司法上確定しましたので、教員がアスベストにはばく露する危険があることを広く知らしめることができました。埼玉アスベスト弁護団は、アスベスト被害の適切な救済を目指すべく、今後も尽力する決意です。

相続法が変わります

相続法が改正され、平成31年1月から段階的に施行されていますので、主な改正点を3つご紹介します。

1 配偶者居住権の新設（令和2年4月1日施行）

これまで配偶者が居住建物を相続により取得する場合には、他の財産を受け取りづらくなってしまい、生活に不安を感じることがありました。新設された配偶者居住権とは、配偶者が相続開始のときに被相続人が所有する建物に住んでいた場合に、遺産分割協議や遺言により、終身または一定期間、その建物を使用することができる権利です。配偶者は、自宅に住み続ける「配偶者居住権」を取得し、配偶者以外の相続人が「負担付きの所有権」を取得します。配偶者居住権は所有権よりも低く評価されるため、配偶者は建物に居住しながら、預貯金など他の財産を取得しやすくなります。



2 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置（令和元年7月1日施行）

改正前は、長期間婚姻している夫婦間で居住用不動産の贈与があっても、原則として遺産の先渡しを受けたものとして取り扱われます。そのため配偶者が最終的に取得する財産額は、結果的に贈与がなかった場合と同じになり、被相続人が贈与を行った趣旨が遺産分割の結果に反映されませんでした。

そこで、原則として遺産の先渡しを受けたものと取り扱わなくなるという改正がされました。配偶者は、より多くの財産を取得することができ、贈与等の趣旨に沿った遺産の分割が可能となりました。

3 預貯金の払戻し制度の創設（令和元年7月1日施行）

預貯金が遺産分割の対象となる場合に、相続人は、遺産分割が終わる前でも、一定の範囲で預貯金の払戻しを受けることができるようになりました。

(1) 「相続開始時の預貯金債権の額×法定相続分×3分の1の金額」については、家庭裁判所の判断を経ずに単独で払戻しを受けられることになりました。但し、一つの金融機関から払い戻しを受けられるのは150万円までです。

(2) 他にも家庭裁判所の判断を経て預貯金の仮払いを得る方策があり、保全処分の要件が緩和されました。

小口の資金需要については(1)の方策により、限度額を超える比較的大口の資金需要がある場合については(2)の方策を用いることとなります。

